

議案第 8 号

加西市歩くまちづくり条例の制定について

加西市歩くまちづくり条例を、別紙のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 7 日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市歩くまちづくり条例

加西市は、豊かな自然や悠久の歴史に囲まれ、多くの人々が暮らしている。

私たちは文明の進歩とともに、豊かで便利な生活を享受し、医療の進歩は多くの病を克服し、今や世界有数の長寿社会を築きあげた。

加西市は、市民の幸せな生活を願い、健康増進センターの設置、「ねたきり0のまちづくり」の推進、「健康福祉都市宣言」を行い、市民の健康づくりに先進的に積極果敢に取り組んできた。しかしながら、生活習慣病は増加の傾向にあり、医療の恩恵なしに現在の生活は成り立たない。

改めて考えてみよう。医療や自然が他者からの恩恵であるなら、私たち自身が、自律的に健康に向かってできることは何なのか。子どもから高齢者まで、より多くの人が、いつでもどこでも無理なくできる健康づくりを探してみよう。

今こそ、市民一人ひとりがいつまでも健康であり続けるために歩こう。安全なまちを歩こう。仲間たちと歩こう。加西の自然の中を歩こう。

人が集うことでまちができるように、人が集い共に歩くことで、健康を取り戻し、新しい出会いが生まれ、地域は活力を増して行く。

ここに、市民の健康と幸せな暮らしの実現のため、「健幸都市」を目指しこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、歩くこと、すなわち、市民全体の身体活動量や交流を増やすことが健康の基本であるという考えをもとにしたまちづくりを推進するため、その基本理念及び推進のための基本的事項を定めることにより、市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができる社会「健幸都市」の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「地域コミュニティ」とは、市内において市民のために活動する団体等をいう。

(基本理念)

第3条 歩くことを基本としたまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念に進めるものとする。

(1) 市民が健康づくりを自ら積極的に行うことにより、健康で幸せに暮らせるまちづくりを進めること。

(2) 歩くことは、出会いや交流を深め、楽しく健康になれるものであり、また環境にも

優しいものであるという認識のもとにまちづくりを進めること。

(3) 市民、地域コミュニティ及び市が連携、協力しあってまちづくりを進めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、健康に対する意識を高め、積極的に健康づくりに努めるものとする。

2 市民は、歩くことをはじめ、健康に資する様々な行動を通して、人と人とのつながり及び地域コミュニティとのつながりを大切にした暮らしの実践に努めるものとする。

(地域コミュニティの役割)

第5条 地域コミュニティは、基本理念に基づき地域の絆づくりや健康を深めるまちづくりに積極的に取り組むものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民及び地域コミュニティの健康づくりへの関心と意欲を高め、誰もが積極的な健康づくりを実践するための体制及び環境整備に努めるものとする。

2 市は各種計画及びまちづくり構想の策定にあたっては、歩くことを基本としたまちづくりの推進に資するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 歩くことを基本としたまちづくりは、以下の基本方針をもとに推進するものとする。

(1) 市民が、地域の中で声をかけあい、支え合い、楽しみながら健康づくりを実践すること。

(2) 市民が意識をしなくても、歩くことで自然に健康になることができるまちづくりを進めること。

(3) 環境に優しく、自然、歴史、文化等の地域資源を大切にし、活用したまちづくりを進めること。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(審議資料)

歩いて暮らすことが健康の基本であるという考えをもとに、その基本理念や基本事項を定め、加西市に暮らすことで市民が生涯にわたり健やかで幸せに暮らすことができるまちづくりを目指そうとするもの。 (後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

政策等の形成過程説明資料

平成27年3月定例会

議案等の 件名	議案第8号	政策等 の区分	計画・事業・ 条例
	加西市歩くまちづくり条例の制定について		その他()

①【政策等を必要とする理由】

高齢化が進むなか、市民一人ひとりの健康づくりを推進するために様々な施策を実施しているが、医療費・介護給付費等の社会保障費は増加の一途をたどっており、変化する社会環境に対応して、市民全体の健康度を底上げするような健康都市づくりを目指すことが重要になってきているため、条例を制定し推進しようとするもの。

②【検討した他の政策等の内容】

加西市が加盟している「スマートウエルネスシティ首長研究会」加盟自治体の取り組み
全国59市町が加盟（平成27年2月現在）

③【他の自治体の類似する政策との比較】

兵庫県豊岡市…「豊岡市歩いて暮らすまちづくり条例」
新潟県見附市…「見附市歩こう条例」
福島県伊達市…「健幸都市推進条例」
石川県金沢市…「金沢市における歩けるまちづくりの推進に関する条例」

④【総合計画における位置づけ】

基本方向	政策1	明日を担い未来へつなげる人づくり
基本方向	政策4	都市の魅力と快適さを高めるまちづくり
基本方向	政策5	誰もが最後まで元気で暮らせる健康づくり
基本方向	政策6	身近な幸せを実感できる安全と安心の暮らしづくり
基本方向	政策7	自然環境の保全と特色ある景観づくり
基本方向	政策9	住民参画・男女参画で地域を元気にする加西
基本計画		施策3、12、14、15、16、17、19、22、23、28、

○その他の計画（該当する場合にのみ記載）

計画名称	
策定年度	
計画期間	

⑤【関連する法令及び条例、規則】

⑥【政策実現に係る事業費及び財源】

（単位：千円）

総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源

（注）事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入

⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】

具体的な、施策の実施については、条例施行後に庁内関係部署が連携して検討していく。
ハード面については、今後のまちづくり整備を進めていく中で、本条例の視点を取り入れていく。

⑧【市民参加の状況】

有 ・ 無

（パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む）

平成27年1月7日～1月31日までの間、パブリックコメントを実施。2件6項目の意見があり、意見を参考に一部修正を行った。

⑨【政策の効果予測】

「住めば自然と歩いてしまうまち」「健康になれるまち」を推進することで、健康への無関心層にも自然と健康な生活へとつなげる。リスクが高い人のみに働きかけるのではなく、市民全体に働きかけることにより、医療費や介護給付費の抑制を図る。また、市民の交流の広がりは安心安全なまちにもつながる。

担当部局	担当課	添付資料の有無
健康福祉部	健康課	有 ・ 無